

1. 国民健康保険料（税）の賦課限度額の見直し（R8.4月施行）

- 国民健康保険料（税）の基礎賦課（課税）額に係る賦課（課税）限度額については、現行の66万円から67万円に1万円引き上げ
- 令和8年度から施行される子ども・子育て支援納付金賦課（課税）額に係る賦課（課税）限度額は3万円

（※後期高齢者支援金等賦課（課税）額に係る賦課（課税）限度額は現行の26万円据え置き、
介護納付金賦課（課税）額も現行の17万円据え置き）
→地方税法施行令等の改正を踏まえて各自治体で条例を改正

2. 低所得者に係る軽減判定所得の見直し（R8.4月施行）

- 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乗ずる金額を現行の30.5万円から31万円に5千円引き上げ
 - 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乗ずる金額を現行の56万円から57万円に1万円引き上げ
- 地方税法施行令等の改正を踏まえて各自治体で条例を改正

3. 食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の見直し（R8.6月施行）

- 食材等の高騰の影響により、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用が増額しているため、所得に応じて基準額を増額とする見直しを実施

4. 高額療養費制度の自己負担額の見直し（R8.8月施行）

- R8.8月から以下のとおり自己負担額の見直しが実施

R7.12.26 令和8年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定に用いる係数について【参考資料】（厚生労働省）

高額療養費制度の見直しについて

所得区分	現行		R8.8~			R9.8~		
	月額上限	外采特例 (70歳以上)	月額上限	年間上限	外采特例 (70歳以上)	月額上限	年間上限	外采特例 (70歳以上)
約1,650万円~ (標額：127万円~)						342,000 + 1% <140,100>		-
約1,410~約1,650万円 (標額：103~121万円)	252,600 + 1% <140,100>	-	270,300 + 1% <140,100>	1,680,000 (月額平均約140,000)	-	303,000 + 1% <140,100>	1,680,000 (月額平均約140,000)	-
約1,160~約1,410万円 (標額：83~98万円)						270,300 + 1% <140,100>		-
約1,040~約1,160万円 (標額：71~79万円)						209,400 + 1% <93,000>		-
約950~約1,040万円 (標額：62~68万円)	167,400 + 1% <93,000>	-	179,100 + 1% <93,000>	1,110,000 (月額平均約92,500)	-	194,400 + 1% <93,000>	1,110,000 (月額平均約92,500)	-
約770~約950万円 (標額：53~59万円)						179,100 + 1% <93,000>		-
約650~約770万円 (標額：44~50万円)						110,400 + 1% <44,400>		-
約510~約650万円 (標額：36~41万円)	80,100 + 1% <44,400>	-	85,800 + 1% <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	-	98,100 + 1% <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	-
約370~約510万円 (標額：28~34万円)						85,800 + 1% <44,400>		-
約260~約370万円 (標額：20~26万円)						69,600 <44,400>		28,000 (年21.6万)
約200~約260万円 (標額：16~19万円)	57,600 <44,400>	18,000 (年14.4万)	61,500 <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	22,000 (年21.6万)	65,400 <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	28,000 (年21.6万)
~約200万円 (標額：~15万円)				(※1)		61,500 <34,500>	410,000 (月額平均約34,200)	22,000 (年21.6万)
非課税【70歳未満】	35,400 <24,600>	-	36,900 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	-	36,900 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	-
非課税【70歳以上】	24,600	8,000	25,700 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	11,000 (年9.6万)	25,700 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	13,000 (年9.6万)
一定所得以下【70歳以上】	15,000	8,000	15,700	180,000 (月額平均約15,000)	8,000	15,700	180,000 (月額平均約15,000)	8,000

(※1) 「~約200万円（標額：~15万円）」区分に該当することが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。
 (※2) 外采特例の対象年齢については、「「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）において、「医療費窓口負担に関する年齢によらない真に公平な応能負担の実現」について、「令和7年度中に具体的な骨子について合意し、令和8年度中に具体的な制度設計を行い、順次実施する」とされていることも踏まえ、高齢者の窓口負担の見直しと併せて具体案を検討し、一定の結論を得る。

5. 子ども・子育て支援金制度（R8.4月施行）

- ・少子化対策の抜本的強化にあたり、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連携の仕組みとして、医療保険者に被保険者等から保険料とあわせて子ども・子育て支援金を徴収させ、国に子ども・子育て支援納付金として納付する。

令和7年3月13日 全国高齢者医療主管課（部）長
及び国民健康保険主管課（部）長並びに後期高齢者
医療広域連合事務局局長会議 資料

子ども・子育て支援金制度

「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連携の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に、医療保険の保険料とあわせて、令和8年度から拠出いただく。

1. 子ども・子育て支援法

- 政府は、支援納付金対象費用に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収する。



【支援納付金対象費用】（給付・事業ごとに充当割合を法定）

- ① 児童手当（R6.10～）
- ② 妊婦支援給付金（R7.4～）
- ③④ 出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金（R7.4～）
- ⑤ こども誰でも通園制度（乳児等支援給付）（R8.4～）
- ⑥ 国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料免除（R8.10～）
- ⑦ 子ども・子育て支援特例公債の償還金等

※国の事務は社会保険診療報酬支払基金において実施。

※令和6～10年度までの財源は、子ども・子育て支援特例公債の発行により賄う。

※支援納付金に関する重要事項については、こども家庭審議会の意見を聴取する。

☆こども一人
当たり平均の
給付改善額
（高校生年代まで
の合計）は
約146万円

2. 医療保険各法等

- 医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収する。

※ 健康保険法において、保険料の規定に、一般保険料率と区分して子ども・子育て支援金率を規定。子ども・子育て支援金率は、政令で定める率の範囲内において、保険者が定める（総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の率を示す）。

- 医療保険制度の取扱いを踏まえ、支援金の被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置、医療保険者に対する財政支援等を定める。

※ 国民健康保険においては、18歳以下の支援金均等割額の全額軽減措置を講ずる。

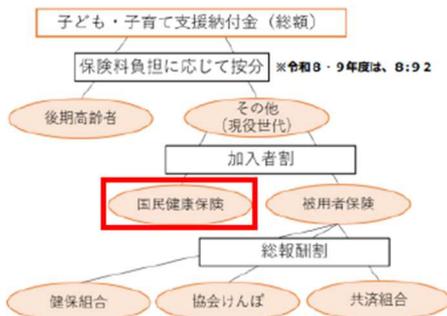
3. 改正法附則（経過措置・留意事項）

- 全世代型社会保障改革と賃上げによって実質的な社会保障負担軽減の効果を生じさせ、支援金制度の導入による社会保障負担率の上昇の効果がこれを超えないようにする。

$$\text{社会保障負担率} = \frac{\text{社会保障料負担}}{\text{国民所得}}$$

- 令和8～10年度までの支援納付金の総額のうち被保険者又は事業主が全体として負担する具体的な額の目安（令和8年度概ね6,000億円、9年度概ね8,000億円、10年度概ね1兆円）

※ 個々人の支援金額は加入する医療保険、世帯、所得の状況等によって異なるが、全加入者1人当たりの平均月額（見込み）は、令和8年度250円、9年度350円、10年度450円程度と推計



12

6. 外国人被保険者の国保料（税）前納制度の導入（R8.4～）

- ・日本国内に住所を有している外国人被保険者が国保料（税）を適切に納付することを目的として、海外からの入国初年度の国保料（税）について（※）は、通常の納期限から前倒して納付させる仕組み（=前納）の導入が開始。

※外国人に限らず、帰国した日本人も同様の取扱いとする。

- ・導入を希望する自治体において、令和8年4月以降、任意で条例を改正し導入する。